

1

2

3

4

滋賀県内水面漁業振興計画 (第3期)

【原案】

8

9

10

11

12

13

14 令和8年（2026年）月

15 滋賀県

16

17

18

目次

I	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の期間	2
II	現状と課題	2
1	本県内水面漁業の概要	2
(1)	琵琶湖漁業	
(2)	河川漁業	
(3)	養殖業	
①	魚類養殖業	
②	淡水真珠養殖業	
2	水産資源の回復・養殖に関する現状と課題	4
3	漁場環境の再生に関する現状と課題	6
4	内水面漁業の健全な発展に関する現状と課題	7
III	目指す2035年の姿	9
IV	滋賀県内水面漁業の振興に関する計画	10
1	水産資源の回復・養殖に関する事項	10
(1)	琵琶湖漁業	
(2)	河川漁業	
(3)	養殖業	
(4)	琵琶湖の漁場生産力の評価と回復	
(5)	気候変動（温暖化等）の影響への対応	
(6)	特定外来生物やカワウによる被害の防止	
2	漁場環境の再生に関する事項	13
(1)	漁場環境の再生	
(2)	森林の整備および保全	
(3)	自然との共生および環境との調和に配慮した河川整備の推進	
3	内水面漁業の健全な発展に関する事項	15
(1)	効率的かつ安定的な漁業経営の促進	
(2)	人材の育成および確保	
(3)	湖魚の消費拡大の取組等への支援	
(4)	多面的機能の発揮に資する取組への支援	
(5)	本県漁業に対する理解と関心の増進	
4	その他内水面漁業の振興に関する重要事項	18
(1)	試験研究および学びに資する施設の機能強化	
(2)	内水面漁業の振興に関する協議会の設置	
(3)	頻発・大規模化する自然災害への対応	
5	令和12年度の目標とする指標	19

滋賀県内水面漁業振興計画（第3期）

21

I はじめに

1 計画策定の趣旨

24 滋賀県では、内水面で行われる琵琶湖漁業、河川漁業、魚類養殖業および淡水真珠養殖業に加
25 え、これらの産業で産出された魚介類を扱う水産加工業が営まれている。本計画では、本県で営
26 まれるこれらの水産業を内水面漁業として扱う。本県の内水面漁業は、食料としての水産物を
27 供給するとともに宝飾品としての淡水真珠を産出するほか、人々が自然と親しむ機会の提供な
28 どの機能を有しており、人々の豊かで潤いのある暮らしの形成に寄与している。特に、琵琶湖漁
29 業は、世界農業遺産『森・里・湖(うみ)に育まれる漁業と農業が織りなす「琵琶湖システム」』
30 の主要な構成要素であり、歴史に裏付けられた特色ある産業として将来に引き継いでいく必要
31 がある。

32 内水面漁業の基盤となる琵琶湖および河川では、これまでの開発等による魚介類の産卵繁殖
33 場の減少、外来魚やカワウによる食害等に加え、湖内の栄養や有機物が植物・動物プランクトン
34 を経て魚介類につながる物質循環が、暖冬や豪雨に代表される気候変動の影響などにより妨げ
35 られている可能性が示唆されるなど、琵琶湖の生産力の低下が強く疑われる。また、局地的な豪
36 雨の頻発化・大規模化による土砂流出などにより河川の漁場環境の悪化が進行するなど、アユ
37 など主要な水産資源の減少を招いている。漁業の担い手である漁業者の減少と高齢化も深刻化
38 しており、水産物の供給機能はもとより、遊漁の場の提供など、内水面漁業に本来期待される機
39 能を果たすことが困難になりつつある。

40 今後の人口減少と高齢化を見据え、漁業の担い手の確保や湖産魚介類の消費拡大等に取り組
41 む必要があるなか、本計画は、本県の内水面漁業の振興を図るため、「内水面漁業の振興に関する法律」
42 （平成 26 年法律第 103 号）に基づき、国が定める基本方針に沿って策定するもので、滋賀県農業・水産業基本計画を上位計画に位置付け、内水面漁業の課題解決に資する事項を記
43 載している。今般、現行計画（第2期）の期間が満了を迎えることに伴い、第3期の計画を策定

45 するものである。本計画に基づく取組を進めることは、本県の内水面漁業の振興のみならず、S
46 DGs の目標達成、「琵琶湖システム」の価値や魅力を一層高めることにも貢献するものである。

47 2 計画の期間

48 本計画は、令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 5 年間を計画期間
49 とする。

50

51 II 現状と課題

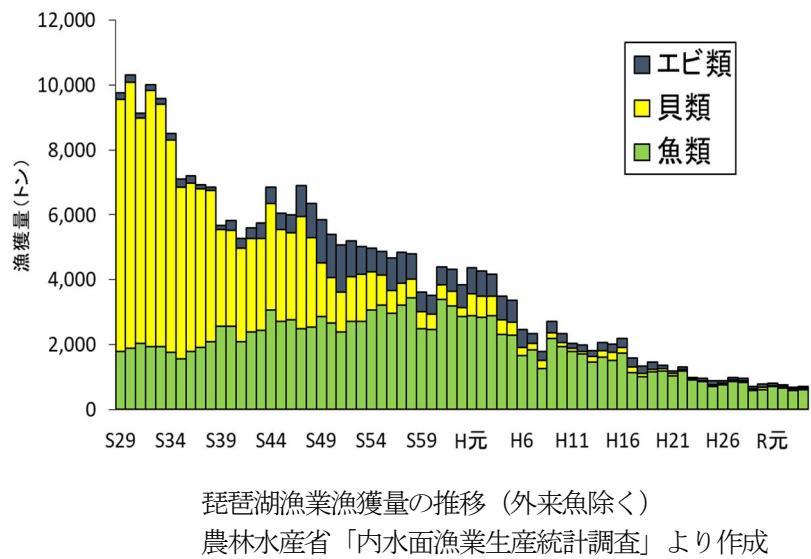
52 1 本県の内水面漁業の概要

53 (1) 琵琶湖漁業

54 琵琶湖は本県の面積のおよそ 6 分の 1 を占める日本最大の湖であり、世界でも有数の古代湖
55 である。海と隔絶されたこの広大な閉鎖性水域では、長い年月をかけて多くの固有種を含む多
56 様な魚介類が育まれてきた。

57 琵琶湖では、平安時代の和歌にも詠われたえり漁をはじめ、追さで網漁、あゆ沖すくい網漁
58 といった多様な形態の漁法が駆使され、アユ、ニゴロブナ、ホンモロコおよびビワマス等の魚
59 類、スジエビ等のエビ類、

60 セタシジミなどの貝類が
61 長年にわたって漁獲され
62 てきた。琵琶湖漁業によっ
63 て供給されてきたこれら
64 の水産物は、ふなずしや佃
65 煮等の滋賀の食文化の形
66 成に重要な役割を担って
67 きた。



68 琵琶湖漁業の漁獲量は、昭和 30 年頃（1955 年頃）には年間 10,000 トン前後あったが、その

69 後大きく減少し、1,000 トンを下回
70 る状況が平成 23 年（2011 年）以降
71 続いている。外来魚を除いた令和 5
72 年（2023 年）の漁獲量は 652 トンで、
73 基幹魚種であるアユ（鮮魚流通用、
74 養殖・放流種苗用）が 264 トンと最
75 も多く全体の 40% を占めている。

76 （2）河川漁業

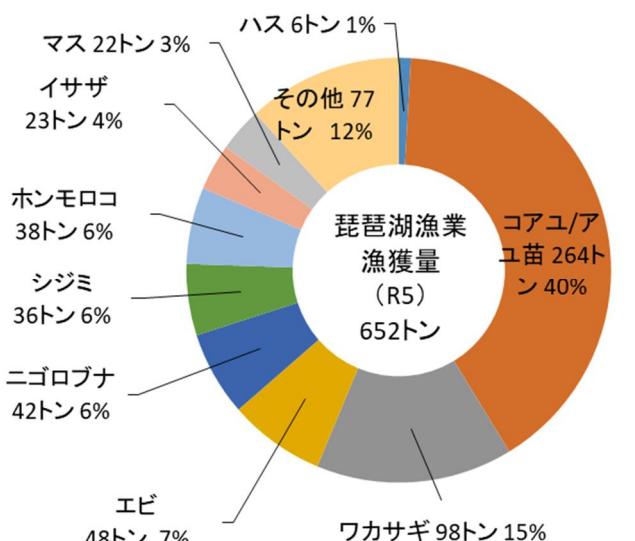
77 本県には大小 400 本以上の河川が
78 あり、琵琶湖から流出する唯一の自
79 然河川である瀬田川を除いて、ほとんどの河川は周囲の山々から琵琶湖へと流れ込んでいる。
80 県内の河川や余呉湖には、漁業法にもとづく第五種共同漁業権漁場が 18 漁場設定されてい
81 る。これらの漁場では、漁業協同組合（以下、漁協という）によってアユ、アマゴ、イワナお
82 よびワカサギなど漁業権対象魚種の増殖事業が行われ、竿釣りや投網などによって、漁業や遊
83 漁が行われている。本県の河川漁業の特徴は、追いが良いと評判の高い湖産アユを対象とした
84 友釣りが人気で、河川規模が小さいことから大雨後の濁りの収まりが早いことや初心者がアユ
85 の友釣りを始めやすいといった有利な条件が整っている。

86 県内漁場を訪れる遊漁者数は、昭和 52 年（1977 年）の 11 万人をピークに令和 6 年（2024
87 年）には 3 万人を下回っている。遊漁収入の減少と組合員の減少もあいまって、河川漁場を管
88 理する漁業協同組合の経営は苦しい状態が続いている。

89 （3）養殖業

90 ① 魚類養殖業

91 本県では、アユやマス類などを中心とした魚類養殖業が行われている。アユの養殖は、琵琶
92 湖や流入河川で種苗として漁獲される豊かなアユ資源を背景に、食用はもとより河川放流用の



令和 5 年琵琶湖漁業漁獲量（外来魚除く）
端数処理により、合計値と内訳の計は一致しません
農林水産省「内水面漁業生産統計調査」より作成

93 種苗を全国に供給するために活発に行われてきた。アユの養殖生産量は平成 14 年 (2002 年)
94 までは 800 トン前後を維持していたが、令和 5 年 (2023 年) には 206 トンとその 4 分の 1 程度
95 に減少している。また、琵琶湖産アユの河川放流用種苗としての全国シェアは、冷水病の蔓延
96 防止と地元産人工種苗を活用する方針が各地で定着したため、平成 7 年次 (1995 年次) の 65%
97 から令和 5 年次 (2023 年次) には 24% (農林水産省統計情報部調べ) にまで低下している。
98 琵琶湖固有種のビワマスを実用的な養殖魚として開発した高成長系ビワマスは、平成 24 年
99 (2012 年) に全雌三倍体種苗が「びわサーモン」として商標登録された。県内の養殖業者がび
100 わサーモン振興協議会を組織して養殖に取り組んでおり、令和 6 年 (2024 年) の生産量は約 10
101 トンとなっている。びわサーモンは年間を通して脂がのった旬の状態で出荷できることが最大
102 の特徴であり、県内の飲食店を中心に引き合いが強いものとなっている。

103 ② 淡水真珠養殖業

104 琵琶湖産淡水真珠には、真珠母貝の体内に他個体の外套膜小片を移植することで得られる無
105 核真珠と、外套膜小片を真珠核と密着させて移植する有核真珠があり、自然の力による多様な
106 造形が特徴となり、国内はもとより中東、アジア、ヨーロッパで人気を博した。昭和 40 年代
107 半ば (1970 年代) には年間 6,000kg を超える生産量を誇り、昭和 55 年 (1980 年) には年間生
108 産額が 40 億円を超え、主として海外に輸出されていたが、昭和 60 年 (1985 年) 以降、漁場環
109 境の悪化などによる成長不良等で急激に衰退し、令和 5 年 (2024 年) の生産量は 15 kg となっ
110 ている。

111 2 水産資源の回復・養殖に関する現状と課題

112 本県では、令和 4 年 (2022 年) に、令和 8 年度 (2026 年度) を目標とした水産動物の種苗
113 の生産および放流ならびに水産動物の育成に関する基本計画 (第 8 次栽培漁業基本計画) を策
114 定し、漁業生産または漁場保全に貢献する 7 魚種 (ニゴロブナ、アユ、ビワマス、セタシジミ、
115 ワタカ、ゲンゴロウブナおよびウナギ) を対象とした増殖事業に取り組んでいる。また、令和
116

117 4年（2022年）には滋賀県資源管理方針を定め、主要な5魚種（アユ、ニゴロブナ、ホンモロ
118 コ、ビワマスおよびセタシジミ）を対象として、科学的な資源評価に基づき、それぞれの魚種
119 における目標とする資源水準を定めた資源管理を進めている。その一方で、食害を及ぼす生物
120 や気候変動等、水産資源を取り巻く環境には様々な変化が生じており、水産資源の回復の妨げ
121 となっている。

122 琵琶湖におけるオオクチバスやブルーギルの生息量は、平成19年（2007年）には2,000トン
123 を上回っていたが、これまでの駆除対策により令和6年（2024年）には358トンまで減少し
124 てきたが、水産資源の食害を防止するため、効率的な駆除技術の開発を進めつつ、生息量の更
125 なる低減が必要である。また、琵琶湖以外のダム湖や湖沼にもオオクチバスやブルーギルが多
126 く生息しており、一部の河川やダム湖ではコクチバスの再生産が確認されている。加えて、瀬
127 田川を中心にチャネルキャットフィッシュの増加が確認されており、琵琶湖への拡散防止対策
128 が必要となっている。

129 県内のカワウの春季生息数は、平成21年（2009年）には3万羽を超えていたが、竹生島や
130 伊崎半島における営巣地での銃器捕獲などにより平成27年（2015年）には8,000羽を下回る
131 まで減少した。しかし、近年では、内陸部等における新たなコロニー形成により生息数が再び
132 増加し、令和7年度春季生息数は約18,000羽となっている。生息数を低減させつつ、漁場で
133 の被害を防止するための対策が必要となっている。

134 侵略的外来水生植物であるオオバナミズキンバイ等が、造成したヨシ群落や浮産卵床等の産
135 卵繁殖施設において繁茂し、それらの機能を阻害している。

136 琵琶湖と河川の生態系は近年、気候変動に伴う温暖化や降水量の変化の影響を大きく受け
137 いる。令和5年（2023年）と6年（2024年）にみられた9月まで続く高い気温と少雨は、ア
138 ユの産卵場である河川の水温を上昇させ、本種の産卵不調を招いた。さらに、温暖化は、琵琶
139 湖での成層期間の長期化を通じて北湖沖合湖底における貧酸素化、全層循環の未了および循環
140 期間の短縮を招くとともに、湖内の栄養や有機物が植物・動物プランクトンを経て魚介類につ

141 ながる物質循環を妨げている可能性がある。

142 このため、水産資源を回復させるには、種苗放流等による資源添加や有害生物の被害防除対
143 策の強化はもとより、気候変動が水産資源にもたらす影響の把握と適応策や漁場生産力の評価
144 および回復に関する技術開発が求められている。

145 アユやマス類等を生産する魚類養殖では、冷水病等の魚病による歩留まり低下や飼料価格の
146 高騰にともなう生産コストの上昇などにより経営状況の厳しさが増していることに加え、琵琶
147 湖での資源減少によりアユ種苗の供給不足が発生するなど、養殖生産量が減少している。また、
148 淡水真珠養殖では、アオコの発生等養殖漁場の環境悪化により真珠生産量が低迷し、いまだ回
149 復の兆しが見られていない状況となっている。こうしたことから、養殖業の振興に向けては、
150 養殖現場における魚病対策の推進、種苗や母貝の安定供給を図ることに加え、飼料の価格高騰
151 対策、生産効率向上の取組が求められている。

152 3 漁場環境の再生に関する現状と課題

153 琵琶湖では、戦中・戦後の食糧増産に向けた干拓により、多数の内湖と共にヨシ群落が消失
154 したほか、高度経成長期以降の埋め立てや湖岸堤の整備などによっても、多くの水辺のヨシ
155 群落が失われ、コイ・フナなどの在来魚類の産卵繁殖の場が消失した。このため、ヨシ帯造成
156 等によりこれらの回復措置が行われてきた。

157 また、かつてセタシジミの好漁場であった砂地の水域も、湖底の泥化や、砂利採取等ででき
158 た多くの窪地の存在により、魚介類の生息環境として悪化しており、多くの漁場が失われてい
159 る。南湖では、水草が過剰に繁茂し、底層の貧酸素化、底泥のヘドロ化、魚の回遊経路の閉塞
160 などによる漁場環境の悪化がみられたが、近年では湖底耕うんやヨシ帯造成などの各種対策の
161 効果により「魚のゆりかご」としての機能が回復しつつある。

162 琵琶湖や河川の水質は、高度経成長と都市開発にともない悪化したが、下水道整備をはじ
163 めとする総合的な水質保全対策により改善してきている。また、かつての河道整備では、効率

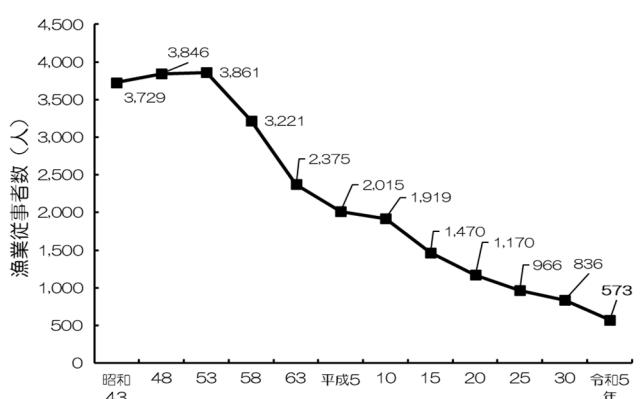
165 的に治水安全度の向上を図ることを優先した画一的な整備もみられ、これらは河川内の砂礫河
166 原や瀬・淵を減少させ、水産生物の隠れ場や産卵場などの成育の場を減少させることがあった。
167 壁などの河川横断構造物により、多くの場合、水産生物の遡上・降下が妨げられ、生息環境は
168 悪化した。現在は、河川改修工事等においては多自然川づくりを基本とし、河川環境の保全および改善に努めている。

170 開発による山腹形状の改変、ニホンジカの増加による森林下層植生の衰退および多発傾向に
171 ある局地的な大雨が山腹崩壊地等からの土砂流出をもたらしている。この土砂流出が、降雨後
172 には濁水を発生させ、土砂の性質によってはこの影響が長期に及ぶことで漁場環境の悪化をま
173 ねいている。令和4年（2022年）8月に長浜市と福井県境で生じた豪雨は、高時川流域に大き
174 な被害を及ぼして長期間の濁水を発生させた。その結果、アユの生息環境や産卵場の機能を著
175 しく低下させた。

176 上記のように漁場環境が抱える課題に対して様々な対策が講じられてきたが、水産資源の回
177 復には至っていない。したがって、水質変化が水産資源に及ぼす影響を解明するとともに、琵
178 湖における水ヨシ帯と砂地の機能維持・回復、水草除去、環境に配慮した河川整備の推進お
179 よび森林の整備・保全等の取組により、漁業と養殖業の生産基盤となる漁場環境の再生を図る
180 ことが求められている。

4 内水面漁業の健全な発展に関する現状と課題

183 本県の内水面漁業は、漁場で生産された水
184 産物を市場に供給するだけでなく、長い歴史
185 の中で受け継がれてきた漁労技術や漁村文
186 化、湖魚を用いる食文化等を次世代へ受け継
187 ぐ役割を担っているほか、人々が河川に親し
188 む場の提供や水産生物と環境について学習

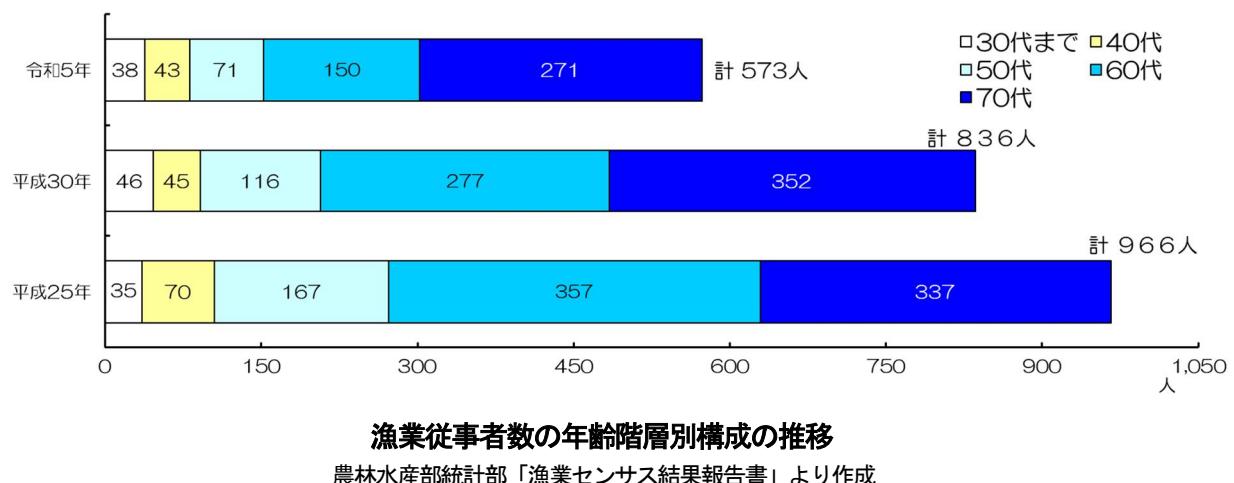


漁業従事者数の推移

農林水産部統計部「漁業センサス結果報告書」より作成

する場を提供するなど、多面的な機能を果たしてきた。内水面漁業の健全な発展は、人々が将来に渡って滋賀の水産物を享受し、暮らしの豊かさと潤いを保つ事に寄与するものであるが、担い手の高齢化と減少が進行するに従い、内水面漁業が持つ多面的機能の消失が危惧される状況となっている。

令和5年（2023年）の琵琶湖漁業従事者数は573人で、昭和50年代（1970年）以降、大きく減少している。年齢構成は、60歳以上の割合は全体の7割を超えており、高齢化が進行している。



令和6年（2024年）の漁協合併を経た現在、琵琶湖沿湖に15の漁業協同組合が存在しているが、組合員の減少と財務基盤の弱体化が深刻となっている。漁協の合併等による経営基盤の強化や、漁業の担い手の確保・育成は、琵琶湖漁業のみならず内水面漁業全般にわたる課題となっている。就業希望者や新規就業者向けの研修の実施、漁船や漁具の購入支援、効率的な漁具漁法の導入といった担い手の確保に繋がる取り組みが必要である。

湖産魚介類の消費・流通は長引く漁獲量の低迷による市場の縮小や喪失、家庭で食べる機会の減少等により極めて限定的なものとなっている。また、新型コロナウイルス感染症による社会・経済情勢がもたらした影響は、観光需要や外食需要への依存度が高い画一的な本県産水産物の流通構造の脆弱さを浮き彫りにした。そのため、湖産魚介類のブランド化、消費者等への利用訴求と市場へ届ける流通の改善、ニーズに合った加工製品の開発、販路の開拓等による消費拡大が重要となっている。

207 河川漁協は、組合員の減少と高齢化が進んでおり、漁場を日常的に管理する人員も不足して
208 いる。現在、16 の河川漁協が存在しているが、組合員減少や漁場を訪れる遊漁者の減少に伴う
209 遊漁料収入の減少等により漁協経営は厳しく、平成 30 年度以降でも 3 漁協が解散している。
210 こうした中、地域住民の連携による活動の促進や地域の特色を生かす「湖業（うみぎょう）」
211 の展開や釣り教室等による遊漁人口の拡大の取組など、漁村の有する多面的機能の発揮に繋が
212 る支援が求められている。

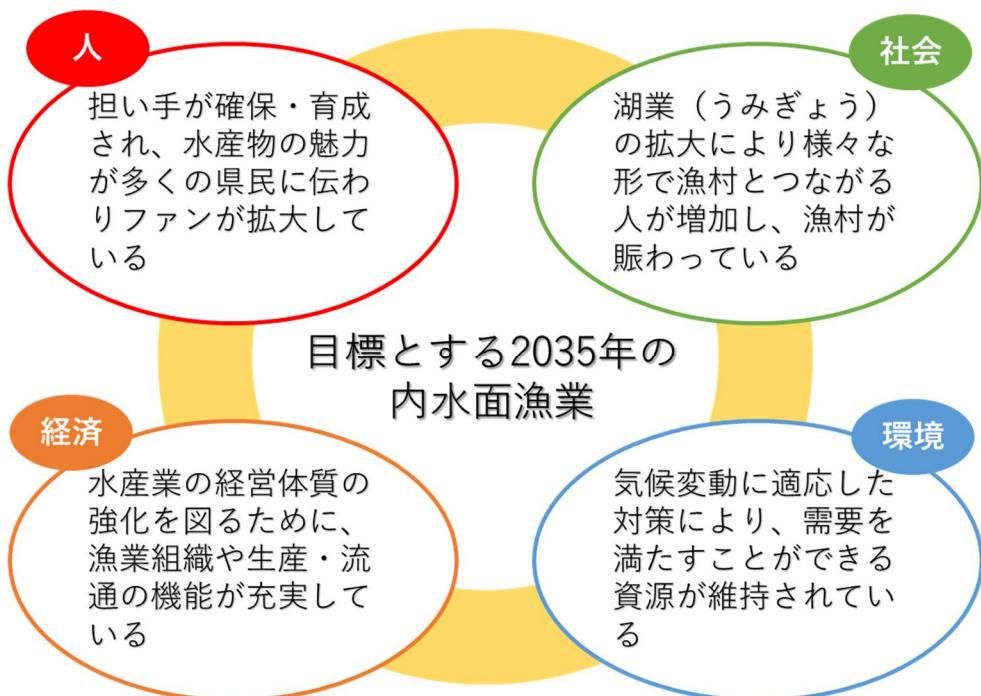
213

214 III 目指す 2035 年の姿

215 10 年後の 2035 年には、魅力ある魚介類や淡水真珠が安定的に供給されていることに加え、
216 環境保全活動や食文化と漁村文化の継承といった内水面漁業が持つ多面的な機能が発揮され
217 ている姿を目指す。

218 とりわけ琵琶湖漁業においては、気候変動に適応し、栄養塩等の健全な循環に支えられた
219 豊かな漁場生産力を基盤として、持続的な発展へと繋がる「少数でも一人ひとりが精銳の“儲
220 かる漁業”」が実現している姿を目指す。

221



222

224 **IV 滋賀県内水面漁業の振興に関する計画**225 **1 水産資源の回復・養殖に関する事項**226 **(1) 琵琶湖漁業**

227 • 水産資源を持続的かつ最大限利用するため、漁業者による日々の漁獲量や漁獲努力量等の
228 報告を促進し、併せて、水産試験場による迅速な資源評価に基づく漁業者による資源管理
229 の取組を推進する。

230 • アユ、ニゴロブナ、ホンモロコ、ビワマス、ウナギおよびセタシジミなど水産重要種につ
231 いて、気候変動や資源状況に応じた増殖と管理を推進する。

232 • 特に、本県漁業の基幹魚種であるアユについては、近年、気候変動等によりその資源が減
233 少していることから、資源状況の評価や資源予測手法の精度の向上を進めるとともに、ア
234 ユ産卵用人工河川の効果的な運用や適切な資源管理の実施により、資源の増大および安定
235 化を図る。

236 • セタシジミについては、長年にわたり資源状況の低迷が続いている深刻な状況にあるため、
237 より効果的な種苗放流や資源管理の高度化等の資源回復対策の強化を図る。

238 • 増殖事業に取り組む漁業団体への支援を強化するとともに、アユ産卵用人工河川や琵琶湖
239 栽培漁業センターなど老朽化した種苗生産拠点の機能の維持や強化を検討する。

240 • 種苗放流と外来魚集中駆除等により沿岸部機能の向上が確認された南湖での成果をふまえ、
241 北湖への展開を図る。

242 • ビワマスの遊漁については、漁業とのバランスに配慮した漁場と資源の利用調整により適
243 正化を推進する。

244 **(2) 河川漁業（河川および琵琶湖を除く湖沼）**

245 • 遺伝的な保全や防疫対策の観点から、漁協が河川漁業の振興を図る目的で実施している琵
246 琶湖産アユ種苗や良質なマス種苗を放流する取組を支援する。

- 247 ・マス類については、放流後の生残率かつ定着率が高い種苗の開発を推進するとともに、禁
248 漁区の設定など種苗放流の代替となる増殖技術の開発を推進する。
- 249 ・冷水を好むマス類の河川漁場においては、水温上昇に適応した漁場利用を推進する。
- 250 ・多様な遊漁者のニーズに応えるため、在来マスが生息する河川についてはそれらの保護を
251 図るとともに、遊漁や河川漁業振興に有効な利用を促進する。
- 252 ・マス類の放流用種苗生産拠点である醒井養鱒場が良質な種苗の提供を継続できるよう、そ
253 の生産機能の充実に向けた検討を進める。

254 (3) 養殖業

- 255 ・なわばり性が強く、友釣り用の放流種苗として優れていることや、養殖魚として鱗が細か
256 く姿形が美しいなど琵琶湖産アユの優れた特性を県内外に積極的にPRし、需要の拡大と
257 普及を図る。
- 258 ・養殖および放流用種苗として利用されるヒウオ（アユ仔魚）の供給率の安定化を図る。
- 259 ・放流用アユ種苗の流通量増大に資する健苗性を確保するため、冷水病やエドワジエラ・イ
260 クタルリ感染症の保菌検査を推進する。
- 261 ・アユ冷水病については、投薬や加温処理による対策の普及に努めるとともに関係機関と連
262 携し、ワクチンによる予防技術の開発を推進する。
- 263 ・養殖ビワマスなど本県特産の強みを生かした養殖品種および高品質な養殖魚を生産するた
264 め、湖中養殖など新たな手法も取り入れた養殖技術を確立し、生産者団体等への普及・指
265 導に努めるとともに、生産者団体等が行う養殖魚のPRや品質の高度化の取組を促進し、
266 本県特産養殖魚として普及、消費拡大を推進する。
- 267 ・安全で安心な養殖魚の供給のため、防疫対策の徹底による疾病の発生防止を図るほか、疾
268 病発生時に迅速な魚病診断を可能とする検査体制を確保するとともに、水産用医薬品の適
269 正使用に向けた指導・助言を行う。
- 270 ・陸上循環養殖について持続的養殖生産確保法に基づく届出等に係る指導を行うほか、関

271 係者からの求めに応じた必要な指導・助言に努める。

272 273 • 真珠の振興に関する法律に基づき策定した「滋賀県淡水真珠振興計画」により、本県特産の淡水真珠養殖業の振興を図る。

274 (4) 琵琶湖の漁場生産力の評価と回復

275 276 277 278 • アユやホンモロコの成長不良やニゴロブナの小型化、セタシジミの肥満度低下など、餌不足に起因する現象が見られており、漁場生産力の低下が強く疑われていることから、関係する部局等が連携して栄養塩からプランクトン、魚介類へのつながりに関する調査研究を進めるとともに、漁場生産力の評価および回復に関する技術を開発する。

279 (5) 気候変動（温暖化等）の影響への対応

280 281 • 漁場環境モニタリング調査を継続して実施し、気候変動による漁場環境の変化について的確に把握する。

282 283 • 漁業者の操業場所や水深等の決定の判断材料に資するため、湖水温や北湖沖合湖底での溶存酸素濃度といった漁場環境モニタリング調査結果を迅速に公表する。

284 285 • 関係する部局等が連携して気候変動が水産資源に及ぼす影響を明らかにし、効果的な資源回復技術の開発を行う。

286 287 288 289 • 特に、本県漁業の基幹魚種であるアユについては、近年、気候変動等によりその資源が減少していることから、資源状況の評価や資源予測手法の精度の向上を進めるとともに、アユ産卵用人工河川の効果的な運用や適切な資源管理の実施により、資源の増大および安定化を図る。（再掲）

290 291 • アユ、ニゴロブナ、ホンモロコ、ビワマス、ウナギおよびセタシジミなど水産重要種について、気候変動や資源状況に応じた増殖と管理を推進する。（再掲）

292 293 • 冷水を好むマス類の河川漁場においては、水温上昇に適応した漁場利用を推進する。（再掲）
• 温暖化の進行を緩和するため、漁業者による漁船の燃油削減運動を促進する。

294 • 温暖化等の気候変動による自然災害等のリスクに対応する漁場や漁業施設の復旧に対する

295 支援に努める。

296 (6) 特定外来生物やカワウによる被害の防止

297 • オオクチバスやブルーギルについては、多様な手法を組み合わせた効果的かつ徹底的な防
298 除や再放流禁止など、生息量低減のための取組を実施する。とりわけ、オオクチバスを減
299 らしきれていない北湖での効果的な駆除手法を開発し、その生息量の低減を進める。

300 • 今後被害が懸念されるチャネルキャットフィッシュやコクチバスなどの外来生物について
301 は、生息状況の把握や効果的で効率的な防除手法の確立を推進する。とりわけ、チャネル
302 キャットフィッシュについては、琵琶湖への生息域拡大の懸念が高まっていることから、
303 濱田川を中心に徹底的な防除を実施する。

304 • カワウについては、銃器駆除が困難な内陸部でのコロニーやねぐらの増加により生息数
305 が増加していることから、広域的な連携による個体数調整を行う。また、漁場での追い扱
306 いといった市町等が実施する防除措置に対して支援を行う。

307 • 造成ヨシ帯等の産卵繁殖の場としての機能を阻害するオオバナミズキンバイ等の侵略的
308 外来水生植物の防除を推進する。

310 2 漁場環境の再生に関する事項

311 (1) 漁場環境の再生

312 • 持続的な汚水処理システムの構築、面源負荷対策、流入河川・底質改善対策、その他水
313 質汚濁防止対策、「環境こだわり農業」など環境に配慮した農業の普及により琵琶湖が
314 人々の生活を支え得る健全な水環境を維持することに努める。

315 • 良好な水質と水産資源を育む豊かな生態系を両立する水質管理手法を検討する。

316 • 農地が持つ水源かん養機能や貯留機能の維持・向上のため、農地の面的確保や保全・整
317 備、農業用排水施設やため池の適切な維持管理・更新を推進する。

318 • 在来魚の回復の兆しが見られている南湖の漁場再生をより確実なものとするため、水草

319 除去による漁場改善と魚類の移動経路の確保、造成した砂地の適切な管理、水草を摂食
320 するなど環境保全に役立つ在来魚の放流を推進する。

321 • 水ヨシ帯は在来魚の産卵繁殖の場として重要な生息環境であるため、機能の回復・保全
322 等を推進する。

323 • 陸域と水域との移行帶である内湖などの湿地帯は、在来魚の産卵繁殖場として重要な役
324 割を有していることから、その機能の保全および再生を推進する。

325 • 在来魚が水田に遡上し産卵・育成できるよう、琵琶湖と水田のつながりを取り戻す「魚
326 のゆりかご水田」の取組を推進する。

327 • 水質汚濁防止法等に基づき、水質の監視を行うとともに、水質の悪化の原因である生活
328 排水や工場・事業排水等の対策を推進し、水質の保全に努める。

329 • 将来にわたり動植物の生息・生育・繁殖環境が保全されるよう、それぞれの河川における
330 水管理の現状を踏まえ、利水者および地域住民の協力を得ながら引き続き適正な水管
331 理に努める。

332 • 河川流況の的確な把握に努め、流域における適切な水利用に向けた取組を推進する。

333 • 農業用水の適正管理について関係者間の意識共有を図るとともに、節水型のシステムへの
334 転換と農業排水の循環利用等の対策により、用水の節水や濁水の流出防止の取組を推
335 進する。

336 • 森林から琵琶湖までの土砂移動が魚類の産卵環境等の形成に大きく関係するため、流域
337 での土砂の発生からその有効活用等までの総合的な視点により、河川における魚類の生
338 息環境の保全手法を検討する。

339 • 生物生息環境の連続性の確保を図るため、在来魚介類が琵琶湖と河川を行き交い、遡上・
340 降下が容易にできるよう、河川の維持管理に努める。

341 (2) 森林の整備および保全

342 • 水源林の適正な保全および管理、森林資源の循環利用による適切な森林整備の推進、森

343 林生態系の保全に向けた対策の推進、その他、森林の整備および保全を推進する。

344 (3) **自然との共生および環境との調和に配慮した河川整備の推進**

345 • 国が示す「多自然川づくり基本指針」および本県の河川整備計画に基づき、河川の工事
346 に際しては河道状況や流域の特性に応じて、自然の営力により、それぞれの川が本来有
347 するべき河原、瀬・淵、多様な水際などの川相が形成・維持される河道が創出できるよ
348 うに努める。

349 • 「生物多様性しが戦略 2024」に基づき、河川・湖岸環境や河畔林、湖岸林の保全・回復
350 にあたっては、「エコロジカル・コリドー」(生態回廊) としての機能に配慮するよう努
351 める。

352

353 **3 内水面漁業の健全な発展に関する事項**

354 (1) **効率的かつ安定的な漁業経営の促進**

355 • 経営基盤の強化と集荷、販売といった流通機能および組合員サービスの充実を図るため、
356 漁協組織のさらなる再編を進めるとともに、広域漁協の運営の円滑化に向けた支援を行
357 う。

358 • 漁協等の運営の健全性を向上させるため、組合経営に関する法令順守および会計業務に關
359 して適切な指導・助言を行うとともに定期的に役職員等を対象とした研修会を開催する。

360 • 漁業共済や燃油、飼料の高騰対策セーフティーネットの活用促進に取り組む。

361 • 浜の活力再生プラン（浜プラン）の策定や実施等を支援し、地域における漁獲量の増大
362 や魚価の向上、販路拡大などの漁業者の所得向上に向けた取組の促進に努める。

363 • 取り扱い魚の品質に応じた適正魚価を実現するため、漁業者が取り組む漁獲物の鮮度保
364 持と規格化等の取組を支援する。

365 • 湖魚のブランド化、未・低利用水産資源（ニゴイ等）の有効活用、産地から消費地に至
366 るまでの新たな湖魚流通の展開等により、水産物の消費拡大の取組を促進する。

- 367 ・湖魚の県域での集出荷体制を確立するとともに、大都市圏への多様な流通経路の拡充を
368 促進する。
- 369 ・ICT 等を活用した新たな流通・販路開拓の取組を支援する。
- 370 ・既存漁法の効率化や新規漁法の開発・導入による漁業の収益性の向上を図るため、漁業
371 制度の見直し検討を進める。
- 372 ・漁船リース事業の導入や融資制度の運用などによる漁業経営の安定化を支援する。
- 373 ・漁港関連施設の有効活用および利用適正化の取組を支援する。
- 374 ・漁船や漁具・漁網などの周辺関連事業者などの確保に関する取組を進める。
- 375 ・河川漁協等が実施する、釣り教室、ホームページやSNS等による釣り場情報の発信等
376 による河川漁場の遊漁者を増やすための取り組みに対して支援する。
- 377 ・河川漁協の経営改善と安定化の観点から、漁協の定める漁業権行使および遊漁のルール、
378 増殖手法、漁業と遊漁およびその他レクリエーションとの水面利用上の調整等について
379 指導・助言を行うとともに、遊漁の電子手帖「FiShiga（フィッシガ）」の運用により遊
380 漁の適正化を推進する。
- 381 ・河川漁協組合員が中心となって河川漁場を持続的に管理できる体制の構築に努める。

382 (2) 人材の育成および確保

- 383 ・漁業就業希望者を対象とする就業相談窓口業務の充実を図る。
- 384 ・市町等との連携により新規漁業就業者の移住を支援する。
- 385 ・琵琶湖漁業への新規就業希望者の漁業現場での短期、中期研修の開催や国の長期研修へ
386 の誘導に加え、着業後の経営安定に向けた漁船・漁具の購入支援等に取り組む。
- 387 ・担い手の漁家経営や流通販売スキルの向上のための機会の提供や支援に努める。
- 388 ・漁協女性部の活動支援、販売事業や漁業組織の意思決定への女性の参画を促進する。
- 389 ・河川漁業の経営能力の向上のため、自らが遊漁者に対して漁協の役割や漁場の魅力を伝
390 える取組を支援する。

391 ・漁業者の活動に寄り添う水産業普及指導員の活動体制を強化する。

392 **(3) 湖魚の消費拡大の取組等への支援**

393 ・観光関連事業等と連携した湖魚を活かした食事メニューの開発や漁業体験等の体験型觀

394 光プログラム等による湖魚の消費喚起に取り組む。

395 ・本県水産物の魅力や付加価値の向上、未・低利用水産資源 (ニゴイ等) の消費促進につ
396 ながる商品開発や水産加工の高度化に係る取組を促進する。

397 ・県のホームページやSNSなどを効果的に活用して、琵琶湖八珍をはじめ琵琶湖のめぐ
398 みである湖産魚介類等、本県水産物の魅力や美味しさ、購入先などの情報を発信し、本
399 県水産物の県内外へのPRを推進し、消費拡大を図る。

400 ・本県水産業の地域資源としての価値を活用するため、商工・観光事業者と連携し、世界
401 農業遺産の構成要素に認定されている本県ならではの伝統漁法、郷土食等を活用した渚
402 泊や特産品づくりなどの商品開発を促進し、国内はもとより海外からの観光客や消費者
403 への情報発信を図る。

404 **(4) 多面的機能の発揮に資する取組への支援**

405 ・漁村の活性化に資するため、民間の力も活用しながら湖魚の販売や料理の提供、漁村の
406 魅力を活かした宿泊施設といった、地域の特色を活かした「湖業（うみぎょう）」の展開
407 を支援する。

408 ・内水面漁業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、漁業
409 者と地域住民が連携して行う河川・湖沼の水草除去、「漁民の森づくり」等の取組、清掃
410 等の内水面に係る生態系の維持・保全のための活動、地域における食文化、伝統文化の
411 伝承機会の提供等の取組を支援する。

412 **(5) 本県漁業に対する理解と関心の増進**

413 ・若者や子育て世代などの消費者に向けた湖魚食文化の魅力訴求を図るとともに、体験型
414 環境学習や学校給食、食育活動での湖魚の利用を促進する。

- 415 ・漁業体験やふなずし講習会等の漁協が行う取組を支援し、漁村関連人口の拡大を図る。
- 416 ・河川漁協と遊漁者との協働による魅力ある漁場づくりや地域にある宿泊業といった他産業
- 417 との連携を促進することで河川漁業の関連人口の増加を図る。
- 418 ・河川の魅力体験（川で魚を観て触って食べる）や、地域での放流体験活動の開催など、
- 419 河川漁業に対する県民の理解や関心を高める取組を促進する。
- 420 ・消費者等による漁村応援活動の促進、市町による漁村活性化に対する支援、広報・啓発
- 421 の実施等を通じて、県民の本県水産業に対する理解と関心の増進に努め、ファンの増加
- 422 を図る。

423

424 4 その他内水面漁業の振興に関する重要事項

425 (1) 試験研究および学びに資する施設の機能強化

- 426 ・水産試験場と醒井養鱒場における先進的研究、種苗供給、学習機会の提供および観覧展
- 427 示等の機能を強化し、水産業の発展に資する試験研究の推進と水産業についての県民の
- 428 学びの機会を創出する。

429 (2) 内水面漁業の振興に関する協議会の設置

- 430 ・共同漁業権者より水産資源の回復、漁場環境の再生その他内水面漁業の振興に関し必要な措置について協議会設置の申し出があった場合、必要に応じて協議会を設置し、課題
- 431 の解決を図る。

432

433 (3) 頻発・大規模化する自然災害への対応

- 434 ・近年頻発している大規模水害等の自然災害による被害を最小化するため、水害等が水産
- 435 資源に与える影響の評価や被害を受けた水産資源の早期の回復方法、水産資源への影響
- 436 が少ない復旧工事等の検討を推進する。
- 437 ・ダムの事前放流に係る情報等について、関係者間での共有化を推進する。

439 5 令和12年度の目標とする指標

No	成果指標項目	単位	現状値	目標値 (令和12年度) (2030年度)
			令和6年度 (2024年度)	
1	琵琶湖の漁獲量(外来魚除く)	トン	652 (R5)	1,000
2	滋賀県資源管理方針に定めた資源管理目標水準の達成魚種数	魚種	2	5
3	河川漁協での釣り教室等参加者数	人	75	120
4	河川漁協の管理漁場を利用した遊漁者数(のべ)	人	25,331	30,000
5	12月のアユ種苗の供給率	%	45	100
6	魚類等の養殖生産量	トン	314	390
7	駆除を進めている外来魚の生息量	トン	358 (R6当初)	230
8	琵琶湖南湖の水草繁茂面積	km ²	42.67	20~30の範囲内 (毎年度)
9	除間伐を必要とする人工林に対する整備割合	%	59	90
10	漁業共済加入者数	人	21	100
11	実行中の「浜プラン」策定地区数	地区	1	3
12	漁業を主とする経営体の平均水揚額	千円	6,658	9,000
13	新規漁業就業者数	人	14 (R3から累計)	20 (R8から累計)
14	琵琶湖の水産物を食べた県民の割合	%	67.1	85
15	琵琶湖八珍マイスター登録件数	件	284	310
16	水産多面的機能発揮対策(活動組織構成員数)	人	1,380	1,400
17	漁業体験等で漁村を訪れる人数	人	9,164	10,000
18	醒井養鱒場の入場者数	人	60,783	47,100

440

441

442

443

444

445

446

447

448

449

450

資料1 「滋賀県内水面漁業振興計画」用語解説

よみ	語句	解説
あ	ICT	Information and Communication Technology の略。日本語では一般に”情報通信技術”と訳される。電気、電子、磁気などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のこと。水産分野では、ICT を活用して、省力化や精密化などを進めた水産業を「スマート水産業」と称している。
あ	アユ産卵用人工河川	アユ資源の維持培養を目的として、天然河川のアユ産卵場と同じように、砂利の大きさや流れの速さ等の産卵条件を整えて造ったアユを産卵させるための人工の河川。安曇川河口と姉川河口の 2 箇所に設置している。
う	浮産卵床	フナやホンモロコの産卵をさせるための施設。浮産卵床の本体は網状構造物で、ヨシなどを植栽することによりその根や茎が産卵基体となる。水位変動に対応するため、湖面に浮かぶ構造となっており、琵琶湖の沿岸域の 10 地点に設置されている。
う	湖業（うみぎょう）	「湖業（うみぎょう）」は「海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業」と定義され、地域資源と既存の漁港施設を活用し、水産業と相互に補完しあう産業として、地域の所得と雇用の機会を確保しようとする取組であり、「湖業」はその琵琶湖での取組。
え	エコロジカル・コリドー（生態回廊）	野生生物の生息・生育環境を連続的につなぐ回廊状の空間。山地と琵琶湖を結ぶ河畔林を伴った河川や山地の稜線部などは、生物の移動ルートとして利用され、生物の移動分散を通じて生息・生育地の機能を高める役割が期待される。
え	SNS	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、ソーシャル（社会的な）ネットワーキング（繋がり）を提供するサービスの総称。代表的なものに Twitter（ツイッター）、Facebook（フェイスブック）、LINE（ライン）、Instagram（インスタグラム）がある。
え	SDGs	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。「経済」、「社会」、「環境」のバランスを取りながら持続可能な社会を実現するための、全ての国に共通する 2030 年までの目標。2015 年 9 月に国際連合で採択。
え	エドワジエラ・イクタルリ感染症	魚の病気のひとつ。米国や東南アジアのナマズ類の細菌感染症として知られる疾病。日本では 2007 年夏にはじめて河川のアユに発生し、以降も河川のアユやナマズ類で保菌や死亡が確認されている。原因菌はエドワジエラ・イクタルリ。発症したアユでは体表の発疹などの症状がみられることが多い。河川、湖沼では発症は 7 月から 10 月の夏季を中心に限定的に起こる。
お	温暖化	人間の活動で排出される温室効果ガスが増えることで、平均気温が上昇する現象。
か	加温処理	飼育水温を上げることによって菌の活性を低下させる魚病の治療方法。アユ冷水病では適切な処理方法により除菌効果と処理後の抗病性が確認されている。
き	気候変動	気温および気象パターンの長期的な変化を指す。
ぎ	漁獲努力量	漁獲対象物を獲るために投入された資本や労働の量のこと。具体的には、漁船の数、操業日数、漁具の数、網を引いた時間（曳網時間）などで表され、これらを合計したものが漁獲努力量。
ぎ	漁民の森づくり	漁業関係者が、豊かな漁場の環境づくりを目的として、漁場の上流域の山などに植林活動を行うこと。
ぐ	群落	同一場所である種の単位性と個別性をもって共存している植物群を指す植生の単位。同じような立地では、相観・構造・組成などがよく似た群落が見られる。
こ	広域漁協	複数の市町村や広範な漁場を管轄し、連携して漁業を振興・管理する漁業協同組合。
こ	高成長系ビワマス	醒井養鱒場で選抜育種により作出された成長の良いビワマス。
こ	古代湖	世界の湖のほとんどが氷河期以降に形成されている（数万～10 万年の寿命）のに対し、概ね 10 万年以上という例外的に長い寿命を持ち、それぞれが固有種に代表される独自の生態系と独特的な湖の文化を育んできた湖。
こ	湖中養殖	琵琶湖に生け簀（いけす）などを設置し、その中で魚を育てる淡水養殖の一種。

こ	耕うん	湖底を貝曳き漁具(マングワ)等により耕すこと。
こ	固有種	ある特定の地域に限定された分布域を持つ生物種。固有種の代表的な成因としては、地質時代には広域に分布していたものが局地的に残存したもの(遺存固有)と、局地的な特殊環境に適応して新たに種分化したもの(新規固有)がある。
こ	コロニー	繁殖のための群れ。ここではカワウの営巣地を指す。
さ	魚のゆりかご	琵琶湖の南湖は、ホンモロコなどの魚が春に産卵し、その稚魚が育つ場所として、「魚のゆりかご」と呼ばれてきた。南湖の浅い水深や太陽光が届きやすい環境が、魚の産卵・成育に適している。
さ	魚のゆりかご水田	魚が水田まで自然に上れるような魚道をつくり、魚に優しい農業を実践している水田。
ざ	在来魚	ある一定の地域に元からいる魚。
ざ	在来魚介類	ある一定の地域に元からいる魚介類。
し	滋賀県資源管理方針	漁業法や国の資源管理基本方針に基づき、滋賀県における資源管理に関する基本的事項のほか、主要な漁獲対象種(ホンモロコ、ニゴロブナ、セタシジミ、アユ、ビワマス)について目標とする資源の水準を定めたもの。
し	資源管理	漁獲量の制限、漁具・操業方法の規制、休漁期間の設定などを通して、魚介類などの水産資源を持続的に利用し、次世代につないでいくための取り組み。
し	資源評価	水産資源の量とその増減トレンドや漁獲が資源に与える影響を推定し、資源が持続可能な状態にあり適切に利用されているかを評価すること。
し	種苗放流	人が陸上施設等で生産した仔稚魚を天然の水域に放すこと。
し	侵略的外来植物	外来種の中で、地域の生態系や農林水産業、住民の生活等に大きな影響を与える、またはそのおそれがあり、防除のための対策の優先度の高い植物で、生物多様性に対する主要な脅威のひとつでもある。
し	森林資源	自然資源の1つで、木材や樹木の枝葉、竹、キノコなどの物質だけでなく、森林空間も含めたもの。森林は、地下資源のように絶対量のある採掘資源ではなく、造成による再生産可能な資源。
し	森林資源の循環利用	木材利用と森林整備を推進することで、「大気→森林→木材(リサイクル、多段階利用により繰り返し利用)→大気」という炭素の循環を不斷に機能させながら環境への負荷を最小化していく取組をいう。
じ	人工種苗	養殖あるいは漁獲された親魚から人間の管理下で生産された仔稚魚。
す	水源かん養	降雨時に河川等へ水の流出を軽減させる働き(洪水緩和)と、無降雨時に河川等へ水を安定的に供給する働き(渇水緩和)という2つの働きのことで、河川や琵琶湖の水位を平準化する役割を持つ。
す	水質汚濁	水質汚染の主な原因として、有機物による汚濁(工場や家庭から排出される有機物が原因となるもの)、栄養による汚濁(富栄養化を引き起こす窒素やリンが原因となるもの)、有害物質による汚濁(工場排水等に含まれているカドミウム、水銀等の重金属やPCB(ポリクロロビフェニル)等によるもの)などがあげられる。
せ	セーフティネット	あらかじめ予想される自然災害等に備えて、被害の回避や最小限化を図る目的で準備される制度やしくみ。
せ	生態系	ある地域に生息・生育する多種類からなる生物群集と物理的環境(土壤、水、気象、エネルギーなど)によって構成され、相互に作用を及ぼしあいながら、生物体を構成する物質や呼吸・光合成で利用・排出される気体などがその中を循環する、一つのまとまりとして把握されるシステム。
せ	生物多様性	いろいろな場所にさまざまな特徴を持った生物が生息・生育している状態を指す言葉。一般に「生態系の多様性」「種の多様性(種間の多様性)」「遺伝子の多様性(種内の多様性)」の3つの階層で認識されている。
せ	瀬・淵	川に見られる水の流れや水深が異なる部分を指す言葉で、瀬は水深が浅く流れが速い場所、淵は水深が深く流れが緩やかな場所を意味する。
ぜ	全雌三倍体	受精卵を水温の高い水に漬ける処理をすることなどにより、すべて雌で染色体を多くする技術。通常の魚は産卵期に成熟すると身の品質が落ちるが、全雌三倍体にすることで成熟しないため、周年の品質が保たれる。

だ	第五種共同漁業	河川や湖沼などにおいて営む共同漁業で漁業法に基づいて免許される。免許を受けた漁業協同組合には増殖が義務付けられており、また、「遊漁規則」により一般の遊漁者のする採捕を制限し、「遊漁料」を徴収することができる。
た	多面的機能	一つの物事が有する様々な局面の役割や働きのこと。水産業には新鮮で安全な食料である魚介類を安定的に供給する本来の機能のほかに、豊かな自然環境の形成、海の安全・安心の提供、安らぎ空間の提供といった多くの役割を有し、国民の生活に貢献している。
て	底質	海・湖沼・河川などの底を構成している堆積物や岩盤、またその性質。
な	内湖	大きな湖(本湖)の周辺に、水路によって本湖と直接結ばれた湖沼をいい、我が国では琵琶湖のみに見られると言われている。その成因は、河口デルタ内に旧河道が取り残されたもの、本湖の一部が土砂の堆積等によって囲い込まれたもの、地殻変動の結果形成されたもの等、本湖から派生的に形成されたものである。
な	内水面	主に河川や湖沼を言い、「海面」に対して用いられる言葉。
な	渚泊	漁村地域で新鮮な魚介類を食べたり、漁業体験をしたり、地域の景観を楽しんだりできる滞在型の旅行のこと。
び	琵琶湖八珍	県立安土城考古博物館が中心となって、平成25年に選定された琵琶湖を代表する魚介類で、ニゴロブナ、ビワマス、コアユ、ハス、ホンモロコ、イサザ、ビワヨシノボリ、スジエビからなる。
び	琵琶湖システム	琵琶湖の伝統漁業や、琵琶湖の魚が産卵や繁殖にやってくる「魚のゆりかご水田」、水環境や生態系の保全に寄与する「環境こだわり農業」や水源林の保全など、滋賀の風土と歴史のなかで育まれてきた「琵琶湖と共生する農林水産業」を総称して「琵琶湖システム」という。
び	琵琶湖の漁場生産力	琵琶湖が育むことのできる魚介類の量や質を示す指標。
び	びわサーモン	滋賀県醒井養鱒場で作出された養殖ビワマス系統の種苗およびその種苗を養殖した魚。びわサーモン振興協議会ではその大きさや身色・外観、出荷時の取扱いについて基準を決めている。また、全雌三倍体ビワマスとその加工水産物は「びわサーモン」として商標登録されている。
へ	閉鎖性水域	地理的要因で、水の流入出の機会が乏しい環境におかれている海、湖沼を指す。
め	面源負荷	市街地や農地などのように汚濁負荷発生源と流域の境界が不明確で、一定の面積を設定した上でないと算定できない汚濁負荷を面源負荷(非特定汚濁負荷)という。
め	面源負荷対策	面源負荷を減らす対策。具体的な対策としては、道路の清掃、雨水の地下浸透促進、施肥量の適正化、河畔林の整備など。
ゆ	遊漁者	漁業者が生活のために営む漁業とは異なり、レクリエーションとして釣りなどにより魚や貝などを採捕する者のこと。
よ	ヨシ群落	ヨシとはイネ科、ヨシ属の落葉性多年生、多回繁殖型の抽水植物。琵琶湖とその周辺に群落として自生していることで、生態系の保全に役立っている。滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例では、ヨシ、マコモなどの抽水植物の群落やこれらとヤナギ類、ハンノキが一体となっている植物群落をヨシ群落と呼んでいる。
り	陸上循環養殖	海上の生け簀や陸上で地下水などをかけ流して行う従来からの養殖方法に対して、陸上の養殖池で飼育水を濾過システムを用いて浄化しながら循環利用する形態の養殖(飼育水は基本的に排水しない)。近年、海なし県などでもフグなどの海水魚を養殖できるなどとして注目を集めている。
り	流域	ある川が降水(雨水、雪解け水など)を集めつつ流れる、その範囲・領域を指して言う地理用語。
れ	冷水病	サケマス類やアユの病気のひとつ。アユでは、1987年に確認されるようになり、養殖場のみならず河川でも広く蔓延し、深刻な影響を与えている。フラボバクテリウム・サイクロフィラムが原因の細菌感染症。主な症状はエラや内臓の貧血で、体表に穴あき症状を示すものも多い。